

3 かながわDMO（神奈川県観光協会）と連携した今後の観光振興について

(1) 概要

国では、平成19年に観光立国推進基本法を制定し、観光立国の実現に向け取り組んでいるが、その施策の一つとして、平成27年に欧米の観光先進国の事例などをもとに「日本版DMO(※)」の登録制度を創設し、世界に誇る観光地域づくりに向けて、その司令塔となるDMOの形成を促進している。

こうした中、令和5年3月に公益社団法人神奈川県観光協会（かながわDMO）が、国からDMOに登録された。

DMOには、観光データに基づくマーケティング、観光戦略の策定、観光地域づくりに関する地域の関係者への支援などが期待されることから、県では、県域全体における観光振興について、かながわDMOとの役割分担を整理し、必要な支援を行うことで、かながわDMOと連携した観光振興に取り組む。

※ Destination Management Organization（観光地域づくり法人）
地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人

(2) 県とかながわDMOとの役割分担の方向性

県域全体を対象とした観光施策について、DMOが持つ専門性、民間的手法などを活かすことで、より高い効果が見込まれるものについては、DMOに委ねることで、県とかながわDMOとの役割分担を行う。

<主な役割分担の方向性>

	県	かながわDMO
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・県全体の観光振興の総合調整（条例・計画、観光に係る基礎統計の整備。観光業界に係る許認可。観光振興予算の確保等） ・観光振興に係る国、市町村、DMO、関係団体等との連携、連絡調整 ・観光データの整備 ・県域全体の統一的なプロモーション 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光地域づくりの司令塔 ・観光データに基づくマーケティング、観光戦略の策定 ・観光地域づくりに関する地域の関係者への支援 ・ランドオペレーター業務※ ・ターゲットを絞った情報発信・プロモーション 等

※ ランドオペレーター

旅行会社の依頼を受け、旅行先のホテルやレストラン、ガイドやバス・鉄道などの手配・予約を行う専門取扱事業者

(3) かながわDMOとの連携強化

県域全体の観光振興について、適切な役割分担の下、効果的に取り組んでいくにあたり、かながわDMOの体制を充実させていく必要があることから、県事業を部分的・段階的にかながわDMOに委ねていく際に、事業の引継に必要な県職員の派遣や事業に見合う補助金の交付を行うなど、県とかながわDMOとの連携を強化する。

(4) 今後の予定

令和6年度

インバウンド向け一元的対応窓口機能のかながわDMOへの実装や、県職員の派遣など、DMOとの役割分担の方向性に基づき、段階的な移行を開始

令和12年度頃まで

段階的な移行を完了